

2018 年度 入学案内

大阪市立住吉中学校

本校ホームページの検索は大阪市立住吉中学校で

URL <http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=j732662>



1	学校の概要	1
2	教育目標	1
3	教育課程	1
4	おもな行事	2
5	学習指導について	2
6	生徒会	2
7	中学校生活のきまり等について	3
8	部活動	4
9	給食について	4～6
	給食費のお支払い方法等について	7
10	学校徴収金の預金口座振替制度について	8
	預金口座振替依頼書の記入要領	9
11	就学援助の申請について	10～11
12	その他（諸連絡）	12
	「本名を呼び・名のる」ために	13
	校舎配置図	
	ネットの危険からお子様を守るために	

1 学校の概要

名 称	大阪市立住吉中学校
所在地	住吉区帝塚山西3丁目5番6号
電 話	06-6672-3115 (代表)
沿 革	・昭和23年(1948年) 4月 大阪市立住吉第五中学校開校 ・昭和24年(1949年) 5月 大阪市立住吉中学校と校名改称 ・平成9年(1998年) 12月 創立50周年記念事業 ・創立記念日 4月12日
現在学級数	1年生3学級・2年生3学級・3年生3学級・特別支援学級5学級

2 教育目標

自分を大切に、
周りの人たちと共に
夢をきり拓く子どもたち

3 教育課程（週時間数）と日課表（2017年度）

	教 科	1 年	2 年	3 年
必修教科	国 語	4	4	3
	社 会	3	3	4
	数 学	4	3	4
	理 科	3	4	4
	音 楽	1.5	1	1
	美 術	1.5	1	1
	保健体育	3	3	3
	技術家庭	2	2	2
	外国語(英語)	4	4	4
	道 徳	1	1	1
	特別活動	1	1	1
	総合的な学習	1	2	1
	合 計	29	29	29

校時表（基本—50分授業）	
予 鈴	8:25
学級活動	8:30～ 8:50
1 時間目	8:50～ 9:40
2 時間目	9:50～10:40
3 時間目	10:50～11:40
4 時間目	11:50～12:40
昼食休憩	12:40～13:25
5 時間目	13:30～14:20
6 時間目	14:30～15:20
学級活動	15:20～15:30
清 掃	15:30～15:45
※7 時間目	15:30～16:20

部 活 動

- ・5時間目までの日があります。
- ・月曜日全校集会 ・他に学年別集会

4 おもな行事 2017年度（実施予定分含む）

4月	入学式 始業式 学級写真 発育測定 視力検査 聴力検査 内科検診 耳鼻科検診 検尿 部活動仮入部 全国学力学習状況調査 授業参観・学年懇談会 家庭訪問 PTA決算総会
5月	家庭訪問 眼科検診 心臓検診 中間テスト 部活動懇談会 第1回実力テスト 進路説明会 更衣調整期間
6月	3年修学旅行 1年一泊移住 2年福祉学習 歯科検診 授業参観・学年懇談会 1年地域フィールドワーク 期末テスト
7月	生活安全教室 避難訓練 期末懇談会 球技大会 水泳大会 クリーンアップすみよし 芸術鑑賞 終業式 夏休み 夏期学力補充
8月	夏休み 図書館開館 平和人権登校日 始業式 発育測定 夏休み課題テスト 第2回実力テスト
9月	水泳大会 文化祭 第3回実力テスト PTA社会見学
10月	更衣調整期間 中間テスト 3年大阪統一テスト 体育大会 生徒会役員選挙 避難訓練
11月	2年職場体験学習 大阪市英語力調査 1年リバティおおさか訪問 第4回実力テスト 進路説明会 期末テスト
12月	文化発表会（展示） 3年進路懇談会 期末懇談会 終業式 冬休み
1月	始業式 第5回実力テスト 12年大阪府チャレンジテスト 3年学年末テスト
2月	私立高校入試 公立高校特別選抜 進路懇談会 12年学年末テスト 2年校外学習 1年職場訪問学習
3月	公立高校一般選抜 卒業式 12年学年末懇談会 修了式 春休み

5 学習指導について

- ・基礎的な学力を重視し、みんながわかる授業をめざしています。
- ・教科担任制です。（一部教科で、チームティーチングや習熟度別授業も実施）
- ・各種テストがあります。
 - ・定期テスト
 - 1学期中間テスト（5月下旬） 期末テスト（6月下旬）
 - 2学期中間テスト（10月中旬） 期末テスト（11月下旬）
 - 3学期学年末テスト
 - 3年生（1月下旬）
 - 1・2年生（2月下旬）
 - ・実力テスト
 - 3年生（年5回）
 - ・夏休み課題テスト
 - 1・2学年（9月）
 - ・その他（全国学力学習状況調査（4月）・大阪府チャレンジテスト（1月）
大阪統一テスト（10月）・大阪市英語力調査（11月））
- ・目標に準拠した評価を導入しています。（3段階の観点別評価と5段階の評定）

6 生徒会

1 学級の組織（学級生徒会）

前後期 代議員（学級代表）、保健委員、文化委員、生活委員、体育委員、それぞれ男女各1名の委員を置きます。

2 生徒会の組織（役員、生徒議会）

前後期 会長、副会長、書記、後方、学年代表が生徒会役員として生徒会の運営にあたります。

生徒議会は、生徒会役員、代議員、各専門委員長及び副委員長で構成します。月1回開催します。

中学校生活のきまり等について

1. 通学服

	男 子	女 子
通常時	・ 詰め襟標準学生服、学生ズボンを着用し、ボタンは本校指定のものをつける。 ・ 通学服の下は、白の長袖カッターシャツを着用する。	・ 本校指定のセーラー服を着用し、リボンをつける。必要に応じて指定のジャケットを着用する。
夏服	・ 本校指定の半袖カッターシャツと標準学生ズボンを着用する。	・ 本校指定の半袖セーラー服を着用し、リボンをつける。

- ※ 住吉中学校の指定業者は、オカモトユニフォーム・大ビルの2業者です。
- ※ 更衣調整期間は気候によって異なりますが、5～6月と10月～11月の2回の時期を設けています。5月中旬までに夏用の通学服をご用意ください。
- ※ カッターシャツやセーラー服の中に着るシャツは、原則として白の無地となっています。また、靴下も原則は白の無地で、足首が完全にかくれるものをお願いします。

◎女子のジャケットについて

女子のセーラー服の上に、本校指定のジャケットを着用することができます。このジャケットは必ずしも着用を義務付けるものではないため、必要に応じて購入してください。

◎防寒具について

冬期の登下校時に、防寒具を着用することを認めています。特に指定はありませんが、華美にならないものと指導しています。

2. 頭髪

- (1) カールやパーマをかけること、及び染色・脱色・ライン・を入れるなど頭髪に手を加えることは禁止しています。
- (2) 女子の髪留めに使うゴムなどは黒・紺・茶のものでお願いします。

3. 名札・生徒手帳(入学式終了後、教室で配布します)

- (1) 名札は、校内では必ずつけます。
- (2) 生徒手帳は、全生徒が所持します。

4. 靴・かばん

- (1) 通学用靴は、白を基調とした運動靴を着用してください。(上靴は必要ありません。)
- (2) かばんは、学校指定の「住中バッグ」を持たせてください。

5. その他

- (1) 8時25分までに登校してください。欠席・遅刻の時は、学校(担任)までご連絡ください。
- (2) 自転車通学は禁止しています。懇談などいかなる理由があっても、歩いて登校させてください。
- (3) 一旦登校したら、原則として下校時刻まで外出を禁止しています。
- (4) 部活動の正式な加入は4月下旬になります。部活動についての詳細は各部活動顧問より連絡があります。
- (5) 学校で必要な水着や柔道着の購入などについては、別途ご連絡いたします。

8 部 活 動（2017年度）

運動系	文化系
サッカー部	吹奏楽部
野球部	美術部
ラグビー部	演劇・放送部
男子バスケットボール部	園芸部
女子バスケットボール部	国際クラブ
バレーボール部	茶道サークル
バドミントン部	

9 給食について

A. 喫食について

- ・全学年の生徒が給食を食べます。
- ・住吉小学校を親校とする親子給食になっています。

B. 食物アレルギーについて

- ・「大阪府中学校給食 食物アレルギー個別対応」参照（次頁にあります）。
- ・「食物アレルギー個別対応実施申請書」（封筒に入っています）を、わかる範囲で、できるだけ詳しく記入し提出してください。

※「食物アレルギー個別対応実施申請書」の提出は、

C. 費用について

- ・毎月の金額は、給食実施日数で計算され月によって金額は異なります。
- ・給食費のお支払いは、小学校と同じく口座振替か納付書でのお支払いとなります。
- ・給食費の口座登録は、小学校の口座情報が引き継がれますので、新たに手続きは必要ありません。
- ・大阪市以外から進学される方、または、中学校から口座振替を希望される方は、事務室までご連絡ください。
- ・欠席の場合や、台風や学級休業など休みとなった場合の給食費は、返金されません。
- ・病気などで長期に欠席することがあらかじめ分かっている場合の対応につきましては、事前にご相談ください。

大阪市 学校給食 食物アレルギー個別対応

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を図ることはもちろん、食の大切さ、食事のマナー、食文化などについて体験を通じて学ぶことができる教育的効果もあわせもっています。これは、食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはなく、学校給食は教育の一環であることから、食物アレルギーのある児童生徒に対しても、可能な範囲で対応していく必要があると考えています。このような基本的な考え方をふまえ、大阪市の学校給食では、どのような対応を行っているかをご紹介します。

◆食物アレルギー個別対応の実施決定について

対応の方法については、個別の状況をもとに保護者の方のお申し出により、校内で検討し、**学校長**が決定します。なお、個別対応は、児童生徒の適正な栄養素の摂取のため、必要以上の食品の**除去**や誤った対応とならないよう、医師の診断による学校生活管理指導表を毎年提出していただき、その内容に基づき実施します。また、安全を第一に実施しますので、事前にお子様の状況と学校による対応範囲をお互いにしっかりと確認させていただきます。なお、場合によっては対応できないこともあります。

◆給食時の対応内容について

給食調理での対応	除去食	最終調理段階で、アレルギーの原因となる食品を加える前に取り分け、提供する。対象となる献立は、献立表に「個別対応献立」と記載のある献立である。
給食調理以外での対応	牛乳停止	牛乳の飲用を停止する（飲用のみ）＊返金対象
	パン停止	パンの提供を停止する ＊返金対象
	ごはん停止	ごはんの提供を停止する ＊返金対象
	副食停止	副食（おかず）の提供を停止する ＊返金対象
	自己除去	比較的症状が軽く、当該の食品を自分で取り除くことで食べることができる場合、配食された副食から、自分で食品を除去した後に喫食する。
	弁当持参 一部弁当持参	全ての学校給食に対して弁当を持参する完全弁当対応と、普段は除去食や自己除去をしているが、どうしても対応が困難な献立において、弁当を持参する一部弁当持参がある。

◆給食調理での対応（除去食）について

現在、大阪市では次の食品について、最終調理段階でその食品を加える調理方法の場合において「個別対応献立」として提供しています。

○卵・うずら卵・粉末チーズ・えび・小麦製品（ふ・ワンタンの皮・マカロニ）

【注意】除去食について

○給食調理室では、個別対応献立を調理する専用スペース、専用の設備は設けておりません。また、専用の調理道具を使用しているわけではないので、微量な成分の混入を完全に防ぐことはできません。個体が除去されていても、微量成分に反応される場合や、重篤な症状の発症がある場合は除去食を提供できない場合があります。以上の点をご理解いただき、給食での対応をお申し出ください。

◆食物アレルギー個別対応用食器について

除去食や、弁当持参の際に他の児童と机上で食器が混同しないよう、専用の食器を準備しています。一般の食器はクリーム色で、食物アレルギー専用食器はピンク色です。

◆対応の申し込みについて

申請書があります。学校に申し出て申請に必要な書類をもらってください。

また、お子様の状況を正確に把握するため、食物アレルギー調査票や食物アレルギー個別対応票、学校生活管理指導表の提出をお願いします。状況に応じて個別面談をさせていただく場合もありますのでご理解の上、ご協力をお願いします。

◆献立表について

家庭配付用献立表の他に、「食物アレルギー個別対応用献立表」があります。大阪市教育委員会のホームページからも取り出すことができます。担任の先生との連絡、確認にご使用ください。なお、「食物アレルギー個別対応用献立表」のご使用にあたっては、注意していただくことがございますので、別紙「食物アレルギー個別対応用献立表の具体的な使用例（資料8）」を必ずご覧ください。

●「家庭配付用献立表」に【個別対応献立】と記載

●「食物アレルギー個別対応用献立表」には対応献立欄に二重丸◎で記載

2月18日(水)		対応献立	食材の有無	2月19日(木)		対応献立
11	米飯			5	パン	
関東煮		◎う		ほうれん草のクリームシチュー		
もやしのゆず風味				キャベツのサラダ		
荳わかめのつくだ煮				いちご		
食品名		含有原材料	チェック	食品名		含有原材料
鶏肉(小)		鶏肉		鶏肉(小)		鶏肉
うずら卵(水煮)		卵		料理用ワケ(白)		
じゃがいも				じゃがいも		
こんにやく(カット)				たまねぎ		



◆加工食品等の原材料の調べ方

「加工食品等の原材料表」は大阪市教育委員会のホームページに、「食品別アレルギー一覧表」（毎月更新）は大阪市学校給食協会のホームページに掲載していますので併せてご確認ください。

◆献立作成における食物アレルギー対応の工夫

- ・同じ日に食物アレルギーの同一原因食品が2 献立に重ならないよう注意をはらっています。
- ・手作りの揚げ物は、卵を使用しなくてもおいしく仕上がるよう衣を工夫しています。
- ・加工食品の原材料に、できるだけ原因となる食品を使用しないよう、製造業者に働きかけています。
- ・食品の開発、選定を行う時はできるだけ原因となる食品を使用していない製造業者や製品を選択するようにしています。
- ・食物アレルギー対応サポート月間を設け、一部食物アレルギーに配慮した献立（米粉のカレーやシチュー、ノンエッグのマヨネーズ風調味料の使用等）を提供します。

保護者のみなさまへ

～給食費のお支払い方法等について～

保護者のみなさまにご負担いただく給食費は、毎日の給食に必要な食材費などに充てており、調理費などのその他経費は大阪市が負担しています。

なお、別途お知らせする学校徴収金には、給食費は含まれておりません。



納付には口座振替が便利です。

納付には次のような利点がある安心で便利な口座振替をお勧めします。

- ・納付のために金融機関へ出かける手間がありません。
- ・うっかり納付を忘れたり、納付書紛失の心配がありません。
※特に児童手当や給与の受取口座を、給食費の振替口座に登録すると便利です。
- ・通帳に記録が残り、領収書等の保管の必要がありません。
- ・給食費の返金を受ける場合に、登録している口座で受け取ることができます。

➤口座振替を希望されない方については、納付書により金融機関(コンビニ不可)でお支払いいただきます。)

➤就学援助制度を利用される場合でも、中学校では給食費の2分の1は自己負担となります。



手続き方法は？

- ◆口座振替を希望される場合は、「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」とともに「大阪市学校給食費口座振替依頼書」を併せて学校へご提出ください。

必ず「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」を提出してください。

この用紙で、支払い方法を「口座振替による納付」か「納付書による金融機関での納付」のどちらかを申し出ていただくことになります。

また、返金が生じた場合の手続き等にも必要ですので、必要事項をご記入・押印のうえ、学校へご提出ください。

なお、3点目の同意事項については、万一、給食費を滞納された場合に限って必要な調査を行うことを同意いただくもので、給食費を納付いただいている方に対して調査を行うことはありません。

また、調査により大阪市が提供を受けた情報は、滞納されている給食費の回収業務以外の目的には使用いたしません。

支払が困難な場合はどうすればいいですか？

◎経済的な事情でお支払いが困難な場合には、就学援助制度等があります。

学校または教育委員会事務局にご相談ください。

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター学務担当

06-6575-5284～5

2018年1月17日

新入年生保護者 様

大阪市立住吉中学校
校長 村瀬 香織

学校徴収金等の口座振替制度について (お願い)

寒冷の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととおよろこび申し上げます。

さて、本校では学校徴収金（教材費・実験実習材料費・校外学習費等の生徒費及び修学旅行積立金）・PTA会費の納入を、現金紛失防止や徴収事務の簡素化を主な目的として、大阪シティ信用金庫 住吉支店・池田泉州銀行 帝塚山支店による口座振替を利用しています。

新入生の保護者の皆様におかれましても趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 口座振替の手続きについて

- (1) 「大阪シティ信用金庫 住吉支店」または「池田泉州銀行 帝塚山支店」のどちらかで保護者名義の口座を開設してください。(※ ゆうちょ銀行は使用できません)
*既に口座をお持ちの方はその口座をご使用ください。
*口座開設の際は、印鑑の他に健康保険証・運転免許証等の本人確認書類が必要です。
- (2) 同封の『預金口座振替依頼書』にP5の記入要領を参考に、必要事項を記入のうえ、選択された銀行の窓口へご提出ください。その際に1枚目が保護者控えとして返却されますので、卒業されるまで大切に保管してください。
- (3) 手続きの際は、通帳と印鑑が必要です。
- (4) きょうだい^①が在学されている場合は同じ口座で振替できますが、振替依頼書はお一人ごとに必要です。

2 提出期限 2月16日(金) ※期限厳守

3 提出先 ※ どちらか一つの銀行に『預金口座振替依頼書』をご提出ください。

- ★ 大阪シティ信用金庫 住吉支店 (住吉区東粉浜3-23-8)
- ★ 池田泉州銀行 帝塚山支店 (住吉区帝塚山東3-8-14)

4 その他

- (1) 口座振替は4月から8月までの5回を予定しています。
月別の金額や振替日は4月にお子様を通じてプリントを配付いたします。
(参考) 2017年度 年間納入額

生徒費	積立金 (一泊移住・修学旅行)	PTA会費	合計
4,800円	31,000円	4,800円	40,600円

- (2) 通帳の振替金額の記入により領収書にかえさせていただきます。
- (3) 振替日は原則として毎月26日(土・日の場合は翌営業日)です。残高不足などで、振替ができなかった場合は、お子様を通じて封筒にて連絡します。その際は、現金を事務室に納付していただくことになります。くれぐれも、振替日の前日までに、当月分の引き落とし金額を入金しておいてくださいますようお願いいたします。
- (4) 口座振替手数料
大阪シティ信用金庫は10円、池田泉州銀行は11円です。(1回・1件あたり)
- (5) やむを得ない事情で口座振替を利用できない方は、必ず事務室までご連絡ください。

◎ お問い合わせは、住吉中学校 事務室(6672-3115)までお願いいたします。

記入要領

預金口座振替依頼書(甲) (自動払込利用申込書)

取扱金融機関・ゆうちょ銀行御中

預金口座振替依頼書の記入方法

- ★依頼書は4枚複写になっていますので、ボールペンで強く記入してください。
- ★お子さま1人につき1部使用してください。

私は、下記の校園長から請求された金額を私名義の下記預貯金口座から口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので、預貯金口座振替(自動払込)規定を確約のうえ依頼します。

振替コード	732662	校 名	住吉中学校
K B 0 8		大塚市立	
台帳番号	111111	学年	3
		学期	1
		学期	1

児童・生徒名	住吉 花子	保護者名	住吉 三郎
--------	-------	------	-------

口座名義人	住吉 三郎	銀行・信託	大塚シティ信用金庫
銀行	住吉 三郎	振替	住吉
口座番号	1635008	1:普通	2:当座
住所	大塚市立	振込先	大塚市立
振替日	30年1月22日	振込先	大塚市立

振替日	30年1月22日	振込先	大塚市立
振替日	30年1月22日	振込先	大塚市立
振替日	30年1月22日	振込先	大塚市立

学年の欄に『1』と記入してください。

保護者の名前を記入してください。

2枚目に押印してください。

学校徴収金の口座に登録する口座名義を記入してください。

口座名義をカタカナ、左詰めで記入してください。

★姓と名の間は1文字空けてください。例【スミシ サブロウ】

★『』、『』は1文字分として記入してください。

★小さな『ツ、ヤ、ユ、ヨ』等は一般文字『ツ、ヤ、ユ、ヨ』と記入してください。

登録される口座の金融機関名・支店名を記入してください。

★『大塚シティ信用金庫 住吉支店』、『池田泉州銀行 帝塚山支店』

のどちらかしか使用できません。

4枚目に金融機関への届出印を押印してください。

口座番号を記入してください。

★右詰めで記入してください。空欄には『0』を記入してください。

金融機関コードと支店コードを記入してください。

★大塚シティ信用金庫 住吉支店...金融機関(1635)支店(008)

★池田泉州銀行 帝塚山支店...金融機関(0161)支店(021)

平成30年度(2018年度)就学援助の申請について

平成30年度就学援助の申請を下記のとおり受け付けますので、別紙「就学援助制度のお知らせ」および申請用紙等をよくお読みいただき、希望される方は期日内に申請してください。

なお、平成29年度に認定された方も、申請が必要です。

記

1. 申請期日

申請受付開始：平成30年3月 1日(木)

申請区分	申請期限	申請理由(※1)
早期2申請(書類審査)	平成30年3月15日(木)	①～⑪
一般1申請(税情報利用)	平成30年5月15日(火)	①・⑫
一般2申請(書類審査)	平成30年6月29日(金)	①～⑫
随時申請(※2)	平成30年7月 1日以降	①～⑫

(※1…「就学援助制度のお知らせ」の表紙を参照してください。)

(※2…随時申請で認定された方は、申請日が認定日となります。)

2. 申請方法

保護者の方が、直接学校までお持ちいただくか、郵送のどちらかで、申請してください。
(お子さまを通して提出されることのないようお願いいたします。)

3. 提出先

〒558-0052 大阪市住吉区帝塚山西3-5-6

大阪市立住吉中学校 事務室 (Tel 06-6672-3115)

☆ 主な注意点

- 市税事務所等で申告を済ませ、申請者の同意がある場合、税情報の利用ができます。
(詳しくは、「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください)
- 早期申請では、⑫番理由での申請はできません。
- 生計を一にする世帯全員分(18歳以下の者は除く)の収入・所得を証明する書類が必要です。(未提出及び未申告の場合、一律38万円が所得合計に加算されます。)
- 借家か持ち家により認定の目安額が変わります。(借家で申請する場合は賃貸契約書の写し等の添付書類が必要です ※提出されない場合は持ち家の目安額で審査されます。)
- 申請理由が①番または⑫番の方で、税情報の利用に同意いただける場合は、所得証明書の添付は必要ありません。(ただし、早期申請は税情報の利用はできませんので、必ず証明書類を添付してください。)

4. 提出書類

◎「平成30年度（2018年度）就学援助申請書兼世帯状況票」

- ・《申請区分》のいずれかの区分を囲んでください。
- ・小学校と中学校にお子さまが在籍する場合は、それぞれの学校に1枚ずつ提出してください。
- ・記入例および申請書裏面の注意事項をよくお読みいただき、記入押印してください。

◎申請理由を証明する書類（税情報利用者以外の方）

- ・申請理由ごとに、必要な証明書類等が異なりますので、別紙「就学援助制度のお知らせ」や申請書裏面の「市民税額・所得金額等の証明書類」をよくお読みください。（※生活保護世帯は証明書類不要）
- ・申請理由①・⑫の方は、生計を一にする世帯全員（18歳以下の方は除く）の所得に関する証明書類が必要になります。（ただし、申請理由①（市民税が非課税）の場合、被扶養者の方の証明は不要です。）
- ・申請理由⑫で住宅の形態が借家等で申請される場合は、賃貸契約書の写し等の添付書類も必要となります。（申請理由⑫で税情報を利用される方でも、借家等で申請される場合は同様の書類が必要です。）
- ・申請理由①・④・⑤・⑫の方で申請者がひとり親家庭の場合は、ひとり親家庭医療証（写）等の確認書類が必要な場合があります。

◎就学援助費口座振替申出書

- ・就学援助費の支払を希望する口座を記入してください。ただし、名義は申請者（保護者）に限ります。
 - ・学校徴収金届出口座と同一にする場合以外は必ず提出が必要です。
- （この場合でも、就学援助の申請者（保護者）が名義となっている口座に限ります。）

入学準備補助金（47,400円）については、定額支給となりますので、申請書及び領収書の提出は必要ありません。ただし、4月1日付けで認定となった場合のみ支給されます。

5. お問い合わせ先

大阪市立住吉中学校（事務室）

Tel 6672-3115

学校経営管理センター（就学援助グループ）

Tel 6575-5654

- ※申請書の行き違いを無くすため、学校が申請書を受け取った際に、「受領書」をお渡します。申請書を提出したにも関わらず、「受領書」が届かない場合は、事務室まで、ご連絡ください。
- また、「受領書」は、審査結果が通知されるまでは保管していただくようお願いいたします。

13 その他（諸連絡）

（1）制服採寸について

- ・ 1月28日（日）13:00～15:00 住吉中学校南館1階教室にて
- ・ 標準服、カバン、体操服、体育館シューズ、アルトリコーダーの注文ができます
（詳細は、別紙案内をご覧ください）
- ・ 引き渡しは、3月中旬頃の予定です。

（2）入学式について

- ・ 4月7日（土）10時開式
- ・ 詳細は後日、案内を配布します
- ・ 式後に、アルトリコーダーの販売を行います

※水着は6月頃、柔道着は10月頃に販売を予定しています。

（3）提出書類について

A. 提出書類	B. 提出方法	C. 提出期限
①「食物アレルギー個別対応実施申請書」 （①は全員）	住吉小学校・東粉浜小学校の 各担任の先生へご提出ください	1月29日（月）まで
②「預金口座振替依頼書（給食費）」 （②は必要な人のみ） ③「預金口座振替依頼書（徴収金）」 （③は全員）	住吉中学校（2階事務室） までご持参ください	2月16日（金）まで
④「就学援助制度申請書類」 （④は必要な人のみ）	住吉中学校（2階事務室） までご持参ください	早 期……3月15日 税情報利用……5月15日 一 般……6月29日

※ご不明な点がございましたら下記にご連絡ください。

住吉中学校 06-6672-3115（担当 教頭 湯浅、事務室 藤田）

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様へ

「本名を呼び・名のる」ために

おおさかし ざいにちかんこく ちょうせんしん かたかな
大阪市には在日韓国・朝鮮人の方々をはじめ、多くの在日外国人の方々が生住してい
ます。その子どもの多くが大阪市立幼稚園・小学校・中学校に入園・入学し、元気に通園
・通学しています。

ほんしきょういくいんかい にんげんそんちよう せいしん もと にほんしん ざいにちがいこくしん こどもとも まな
本市教育委員会では、人間尊重の精神に基づき、日本人と在日外国人の子どもが共に学
び、共に生きるため、互いの人権を尊重し、ちがいを豊かさとして認め合う子どもを育て
る教育実践に取り組んでいます。

とりわけ、「本名を呼び・名のる」ことができる学校園の環境づくりを積極的に進め
ております。

なまえ こしん しょうちょう
名前は個人を象徴するものであり、本名を使うことが自然であると考えます。

しかしながら、今も、民族や国籍を異にすることによる偏見や差別が残っているため、
基本的な人格権とされている自らの本名を名のれない幼児・児童・生徒が多いことも事実
です。

ほんしきょういくいんかい こんご ほんみょう な お へんけん さべつ
本市教育委員会は、今後も本名を名のることによって起こる偏見や差別をなくすよう
指導に努めるとともに、ちがいを豊かさとして認め合う子どもの育成に取り組んでまいり
ます。

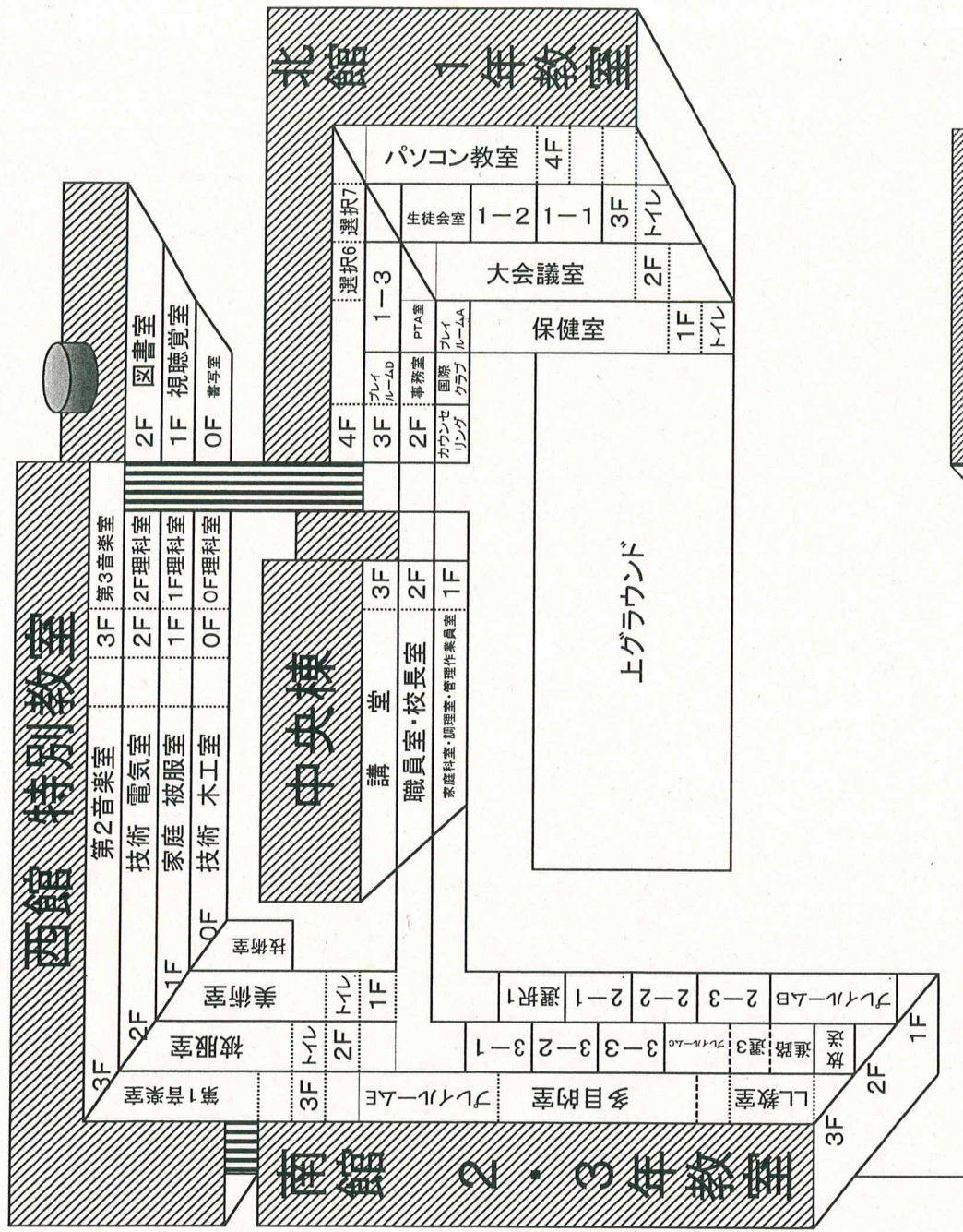
ざいにちがいこくしん ほごしゃ みなさま ほんみょうしょう
在日外国人の保護者の皆様におかれましては、本名使用につきましてはもとより個人の
意思が尊重されるべきことはいうまでもありませんが、以上の趣旨につきまして、ご理解
をよろしくお願いいたします。

へいせい ねん ねん
平成29年(2017年)

おおさかしきょういくいんかい
大阪市教育委員会

プー ル

体育館



大阪市立住吉中学校
2017年度 校舎及び教室配置図

ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること

1 青少年を取り巻く インターネットトラブルとは？



考えよう
家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

事例 1 スマートフォンの使いすぎで、 生活リズムが乱れたままだ。

スマートフォンでできることは、子供にとって魅力的。
でもスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が出てしまうことも少なくありません。



事例 2 何気ない言葉で、 思わぬトラブルに発展！？

瞬時にやりとりする文字だけの会話では、気持ちが通じず仲間はずれになるなど、大人の目が届きにくいところでトラブルに発展しがちです。



事例 3 ネットに流れた情報は回収が困難！

自撮り画像や、安易な気持ちで送った悪ふざけ画像。ネットに一度でも流れると、すべてを回収・削除することは事実上、不可能です。



※だまされたり脅されたりして、子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害が増えています。

事例 4 ネットだけでは 相手の本当の姿はわかりません。

ネットで知り合った人を簡単に信用し、実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれてしまった子供もいます。



事例 5 保護者に内緒で課金、物を売買！？

ゲームで高額な課金、オンラインショッピングサイトでの詐欺被害など、お金に係わるトラブルも起きています。
人気のフリマアプリでも、保護者の物を勝手に売る、買い手に個人情報悪用される等の問題が生じています。



このようなトラブルや
犯罪被害を防止するには？
▶▶▶ ぐわしくは次ページへ！

2 家庭のルールを 考えましょう

インターネットを安全かつ適切に利用するためには、お子様の年齢や力量に合わせた手助けが必要です。そこで、お子様の能力・発達および日常生活に見合ったインターネットの使い方を、ご家庭で考えてみましょう。

重要なのは、お子様が納得できるルールを決めること。また、ルールを守れなかった時のための対応も話し合っておきましょう。

STEP 1 初めての インターネット期

サイトや動画の閲覧のみ
許可し、SNS等は禁止



利用時間を家庭で決める

生活のルールやリズムを守ることを
前提に、利用時間をご家庭で話し
合って決め、インターネットを見て
楽しめます。
この段階では閲覧のみに制限しま
しょう。

各段階でのルール例

ルールはステップアップのタイ
ミングで達成・継続・調整・
追加などを話し合います。

- ☐ ゲームとネットを合わせて、使っているのは1日__分までです。
- ☐ 保護者にことわって、近くで使います。食事中や車の中では使いません。
- ☐ 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。

STEP 2 インターネット レベルアップ期

家族間に限って、
メールの利用を認める



家族限定でコミュニケーション

利用時間のルールを守れ、使い方
にも慣れたら、家族間でメールを
やりとりしてみましょう。文章の
書き方など、上手な
気持ちの伝え方を
アドバイスしましょう。

- ☐ 家の中ではリビングで使います。
- ☐ 話しかけられたら手を止め対応します。
- ☐ 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。
- ☐ 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。
- ☐ 公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。

STEP 3 SNS デビュー期

顔を知っている
友人や知人に限定して
メールやSNSの利用を認める



友人知人とのやりとりもチェックを

メールの利用に慣れたら、仲の良い
友人や知人に限り、SNSやメールを
許可します。
家庭内のコミュニケー
ションを保ち、ときどき
やり取りの様子を見せ
てもらいましょう。



- ☐ 自分や友だちの個人情報(名前・住所・学校名など)、写真はネットに公開しません。
- ☐ メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。
- ☐ 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送りません。
- ☐ 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

STEP 4 SNS レベルアップ期

ネットを介して知り合う人との
コミュニケーションを認める



自由に楽しませつつも見守りを

家庭のルールや社会規範に加え、
ネットの特性を理解できる段階に
なれば、広く活用を許可しましょう。
ただし、危険な行為や、犯罪に巻き
込まれることを防ぐため、使い方を
把握し、必要な注意やアドバイスを
してあげることが大切です。

- ☐ ネットやSNSで知り合った人とは直接会いません。
- ☐ ネットで買い物やお金やり取りをする時は、保護者の許可を得ます。
- ☐ ネット上に公開する内容は、送信前にしっかり見直します。
- ☐ 他人にIDやパスワードは絶対に教えません。
- ☐ 毎月の通信量(料)をチェックし、計画性をもって利用します。

3 フィルタリングを上手に活用しましょう

フィルタリングについて、法律が改正されました。

青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正され、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線の契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に次のような義務が新たに設けられました。

新規契約または機種変更等する場合

保護者の皆様は、使用者が18歳未満の場合、その旨を申し出て、フィルタリングを利用しましょう。



店側の義務

① 青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者(締結者が成人の場合)が18歳未満を確認します。

② フィルタリング説明

- ・青少年有害情報を閲覧する恐れ
- ・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③ フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにします。

フィルタリングについて
ご説明します！



保護者の役割

① 18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

② フィルタリングの説明を受けましょう。

③ フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。



既にお子様がスマートフォンを利用している場合

フィルタリングは名称が統一され、わかりやすく、簡単で便利に！すぐに活用してみましょう。

平成29年3月より、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「**あんしんフィルター**」に統一されました。

「あんしんフィルター」はお子様の年齢や使い方、判断力に応じて、**4段階の中からフィルタリングレベル**を選ぶだけ。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、ON/OFFの切り替えも簡単にできます。

携帯電話会社が提供するフィルタリングサービス

OS	Android		iOS (iPhone/iPad)	
	Web閲覧	アプリ	Web閲覧	アプリ
機能制限方法	NTT docomo/au(KDDI)/SoftBank ロゴマーク あんしんフィルター for(企業名・ブランド名)			端末の機能制限

※具体的な設定方法は、各通信会社のホームページや契約代理店窓口でお確かめ下さい。

格安スマートフォン(MVNO)の注意点

事業者ごとにフィルタリングのサービス内容や費用が異なります。

各社のサービス内容を確認し、適切な対応を！

※MVNO
他社の設備を借りて音声通信やデータ通信のサービスを提供する事業者のこと。



4 家庭のルールを 決めましょう

ご家庭で話し合ってインターネットの使い方ルールを決めて、みんなで守りましょう。
ルールが窮屈に感じているようなら、その都度話し合って調整しましょう。

POINT!

家庭内の
コミュニケーションが
まず基本です！
日頃から、お子様との
会話を大切に!!



作成.....年.....月

我が家のルールを決めましょう。

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

ルールを守るために保護者が気を付けること

- ☐ 保護者がまず率先してルールを守り、お手本になりましょう。
- ☐に1度、お子様と一緒に利用状況を確認しましょう。
- ☐ 困ったときの相談先を決めておきましょう。(相談相手.....)
- ☐ お子様の成長に合わせてルールやフィルタリングの設定を見直しましょう。

5 いざという時の 相談窓口



保護者やお子様が困ったときの相談窓口

☎ #9110

最寄りの警察署または警察相談専用電話
#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続
されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、
緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:24時間)

☎ 188

消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ
などに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける
窓口です。

☎ 0120-0-78310

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)
インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。
(受付時間:24時間)

🖥️📱 違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する
相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

☎ 0120-99-7777

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子供専用の相談窓口です。
電話、インターネットで相談を受け付けて
います。<http://www.childline.or.jp>
(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)



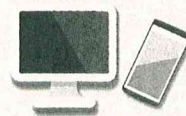
☎ 0120-007-110

子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに
関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。
(受付時間:平日8時30分～17時15分)

✉️ 子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しづらいことなら、
メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



ご家庭のみんなが見る場所などに、このページを貼っておきましょう。